

## 委託契約書（案）

委託業務名 テクノアカデミー浜学生寮給食業務委託

委託業務の場所 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112  
福島県立テクノアカデミー浜

委託料の額 年額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

委託期間 自 平成31年4月1日  
至 平成32年3月31日

### 契約保証金

上記委託契約について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは学生寮（以下「寮」という。）における給食業務について、次のとおり委託契約を締結する。

#### （委託業務）

第1条 乙は、別途甲が指定する日に、甲が指定する場所において、寮生及び通学生等の給食に関する次の業務（以下「給食業務」という。）を善良な管理者の注意を持って行う。なお、給食時刻及び給食日については学生寮給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

- 一 給食に供する主食及び副食物の調理並びに配膳に関すること。
- 二 主食及び副食物の材料の購入、保管に関すること。
- 三 厨房並びに食堂の清掃、整頓に関すること。

#### （厨房施設の貸与及び物件等の管理）

第2条 甲は、乙が給食業務を行うのに必要な施設、器具、什器及び備品（以下「給食施設等」という。）を無償で貸与する。

2 乙は、甲より借用した給食施設等を大切に保管し、整理整頓、経費の節減、火災の予防に務め、破損の責を負う。

3 乙が故意または重大な過失により給食施設等を滅失又は破損したときは、乙は、その実費を弁償する。ただし、天災その他、乙の責とならない事由によるときは、乙の申出により甲は調査の上その費用の全部または一部を減免することができる。

#### （無断改廃等の禁止）

第3条 乙は、甲の承認がなければ給食施設等を改廃することができない。

2 乙は、給食施設等を他の者に貸与してはならない。

(給食施設等の返還)

第4条 乙は、契約期間が満了したとき又は契約満了前において契約の解除となったときは、給食施設等を速やかに甲に返還しなければならない。

(経費の負担)

第5条 甲と乙が負担する経費の負担区分は、仕様書のとおりとする。

(委託料の支払)

第6条 甲は契約金額を支払内訳書のとおり支払うものとする。

2 甲は、乙より適法な請求書を受領したときは、その受領した日から30日以内に乙に対しその委託料を支払う。

(業務実施上の指示)

第7条 甲は、乙に対し委託業務の実施に必要な事項を指示することができる。

2 乙は、委託業務の実施に関し甲の指示を必要とする場合には、その都度、甲の指示を受けなければならない。

(業務報告)

第8条 乙は、別に定める業務報告書に所要の事項を記載し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

(安全衛生)

第9条 乙は、給食業務に従事する乙の従業員の安全衛生について、乙の責任において管理を行わなければならない。

2 健康診断は検便を必要事項とし、その他は必要に応じて受検しなければならない。

(衛生基準等)

第10条 乙は、寮生に対する給食業務が衛生上常に万全であることを期するとともに適切な献立となるよう努めなければならない。

2 献立の作成に当たっては、対象年齢を18才～20才とし、食事摂取基準に基づく適正な栄養管理を行うこと。

3 献立の作成に当たっては、定期的に寮生の希望を聞き甲と調整し対応すること。

4 献立表には、塩分、カロリー、カルシウム、蛋白質及び脂質の摂取量を表示すること。

(業務履行の確保)

第11条 甲は、学生寮給食業務委託提案書(以下「提案書」)に記載された給食の質が確保されていないと認めたときは、乙に対し、その時点から2か月前までの食材の仕入原価を報告させることができるものとする。

なお、甲は乙から報告させた原価をいかなる方法であっても第三者に知らせてはならない。

- 2 甲は前項の規定に基づき報告させた原価が提案書と著しい差異があった場合、乙に対し、提案書どおりに業務を遂行するよう期限を定めて申し入れることができるものとする。
- 3 甲は、乙が前項の申し入れを期限までに履行しないときは、本契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、重大な過失により食中毒又は感染症が発生した場合には、賠償の責に任じなければならない。ただし、その原因については所轄の官公庁の判断による。

- 2 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲乙協議の上、相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込がないと認められるとき。

二 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

三 乙又はその代理人もしくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団という。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を給与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し 30 日前までに書面で解約の通知をしたうえで解除することができる。

- 3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで、この契約を解除することができる。

(契約が解除された場合の違約金)

**第 14 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.7%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(法定責任者の設置)

**第 15 条** 乙は、給食業務の円滑な運営を確保するため関係法令に基づく給食業務従事者を定め、業務遂行に万全を期さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による給食業務従事者を定めようとするときは、あらかじめ甲に届出をしなければならない。

(秘密の保持等)

**第 16 条** 乙は、業務履行中に知りえた甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。又、乙と乙の従業員、又は従業員間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

(個人情報の保護)

**第 17 条** 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

第 18 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の条項に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 20 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 日

甲 住 所 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場 4 5 - 1 1 2  
氏 名 福島県  
福島県立テクノアカデミー浜校長

乙 住 所  
氏 名

月別支払額

期 間	支 払 金 額	消 費 税	支 払 合 計
4 月	円	円	円
5 月	円	円	円
6 月	円	円	円
7 月	円	円	円
8 月	円	円	円
9 月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
1 月	円	円	円
2 月	円	円	円
3 月	円	円	円
合 計	円	円	円